

集合住宅対象！

防災資器材経費

補助します！



1

対象となる集合住宅

- 台東区に所在
- 総戸数10戸以上
- 新耐震基準を充している

2

補助の要件

- 地元町会に加入している
- 台東区マンション管理組合登録制度に登録済みである
(上記制度は分譲マンションが対象となります)
- 防災資器材購入後、1年以内に防災訓練を実施することができる
- 自主防災組織の規約や防災計画が整備されている
- 過去10年以内に本事業の補助金を受けていないこと

3

補助金額

【補助率】

防災資器材購入費用の2分の1
(1,000円未満切り捨て)

【補助限度額】

総戸数10戸以上50戸未満 15万円

総戸数50戸以上100戸未満 30万円

総戸数100戸以上 45万円



お問い合わせ

台東区 総務部 危機・災害対策課

電話：03-5246-1093

FAX：03-5246-1099

補助金について

詳細はこちら

